

## 契約の変更につき議決を求めることについて (滋賀県立琵琶湖文化館整備事業)

### 1 概要

新・琵琶湖文化館については、令和9年12月に大津市浜大津での開館を目指し、PFI手法(BTO方式)により、整備を進めているところ。

このたび、契約金額を変更増額する必要が生じたことから、契約の変更につき議決を求めようとするもの。



### 2 契約変更の概要

令和7年11月定例会議で議決を得た令和8年度から令和23年度の債務負担行為変更に伴い、サービス購入料の増額を行う。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)事業名    | 滋賀県立琵琶湖文化館整備事業(PFI事業)  |
| (2)事業場所   | 大津市浜大津五丁目1-1   |
| (3)目的     | 施設整備、維持管理および文化観光等に係る業務   |
| (4)契約の相手方 | 株式会社琵琶湖C&S 代表取締役 田村和彦(大津市別保一丁目15番38号)  |
| (5)事業期間   | 令和5年10月13日から令和24年3月31日まで   |
| (6)契約額    | 変更前 11,791,230,672円 [約118億円: 整備79.6億円+管理等38.3億円]<br>変更額 13,937,000円 [約0.1億円: 整備0.1億円+管理等0.1億円]<br>変更後 11,805,167,672円 [約118億円: 整備79.7億円+管理等38.4億円] |

### 3 変更内容および理由

新しい琵琶湖文化館の建設工事の進捗に伴う下水道接続工法の変更により、整備費および維持管理費が増加することとなったため、契約変更を行う。

#### ○下水道接続工法の変更による増額 [R8(債務)~23: 13,937千円]

新しい琵琶湖文化館から下水道公共柵への接続工法について、台帳や既存図を基に、深さ約1.5メートルで既設インフラ配管の間を通し、自然勾配で接続する工法としていたが、事業者が施工前に試掘調査を行ったところ、当初計画の深さでは埋設配管により経路が塞がれ、自然流下による排水ができないことが判明した。

このため、敷地内に汚水槽および汚水ポンプを新たに設置し、ポンプアップにより埋設配管を上越しして排水する工法へ変更することに伴い、整備および毎年度の点検清掃等の維持管理が必要となることから、これに要する経費を負担するもの。

### 4 これまでの経過および今後のスケジュール

- ・令和5年10月 事業契約の締結
- ・令和7年3月 実施設計完了、着工
- ・令和7年3月 変更契約の締結(第1回)
- ・令和7年7月 下水道試掘調査
- ・令和7年12月 変更契約の締結(第2回)、債務負担行為の変更
  - ・2月議会 事業契約の変更
- ・令和8年3月 変更契約の締結(第3回)(予定)
- ・令和8年4月~ 下水道接続工事

- ・令和9年3月 竣工
- ・令和9年12月 新・琵琶湖文化館開館
- ・令和10年度 現・琵琶湖文化館解体設計(予定)
- ・令和11年度 現・琵琶湖文化館解体(予定)

(参考)

○契約額の変遷

増額時期	契約額			増額	主な増額の要因
	総額	(整備)	(管理等)		
契約当初(令和5年10月)	約108億円	(69.9億円)	(38.2億円)	—	—
変更契約(令和7年3月)	約110億円	(71.8億円)	(38.3億円)	2.0億円	物価スライド、地震動解析に伴う建物地下構造の強化等
変更契約(令和7年12月)	約118億円	(79.6億円)	(38.3億円)	7.9億円	物価スライド、舍利供養移設に係る建物構造の強化等
変更契約(令和8年3月)	約118億円	(79.7億円)	(38.4億円)	0.1億円	下水道接続工法の変更